

# 西宮市就労支援センター事業委託業務の 受託事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項

## 1. 公募事項

### (1) 業務名

西宮市就労支援センター事業委託業務

### (2) 目的

近年、様々な要因により雇用情勢が好転する見通しが立たない現状を鑑みて、若年者、就職氷河期世代、中高年齢者等様々な世代への就労支援が重要となっている。

そこで、既存の就労支援事業等を統合し、市民を対象に、就職に向けた支援、就職の悩みに関する相談・情報提供、就業実習制度等を活用した職業紹介、セミナーや就職説明会等を提供して、就労の支援を行うものとする。

### (3) 選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、提案内容、プレゼンテーション（以下、「プレゼン」という）、同種の業務実績、提案価格等を総合的に評価・審査し、受託事業者を選定する。

なお、新型コロナウイルス感染症の動向により、プレゼンテーションはヒアリングに置き換えることもある。また、書類不備等、参加資格要件を満たさない場合、プレゼンテーションを行わずに失格とする。

### (4) 業務内容

市内在住、在勤、在学の求職者に対し、有給の就業実習制度を活用した職業紹介を行い、求職者の適性や希望に応じた伴走型の就労支援を行う。

（詳細は別紙「西宮市就労支援センター事業委託業務仕様書」参照）

### (5) 委託期間

令和5年契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

※上記期間を契約期間とするが、本市が業務実績を良好と判断するとともに、双方が契約条件に合意し、且つ翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、当該年度末まで契約を更新できるものとする。なお、契約を更新できる回数の上限は2回とする。（最大契約期間：令和5年契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで）

### (6) 実施場所

西宮市 松原町2番37号 勤労福祉施設

(7) 契約予定上限額（予算上限）

金額 7,000,000円（税込）以内（最低基準額（非公表）あり）

提案は、委託料の上限額以内で提案すること。

(8) スケジュール

項目	日程	該当様式
①参加申込書等受付開始（HP公開）	令和5年8月25日（金）	様式第1、2号
②質問書の提出期限	9月8日（金）17時まで	様式第3号
③質問書への回答（HP公開）	9月15日（金）	
④参加申込書等提出期限	9月22日（金）17時まで	
⑤企画提案書等の提出期限	9月29日（金）17時まで	様式第4、5号
⑥選定委員会の実施 （プレゼン・ヒアリング審査）	10月上旬（予定）	
⑦選定結果の通知	10月下旬	
⑧契約締結	11月中	
⑨委託業務の開始	11月下旬（要相談）	

2. 参加資格要件

(1) 次に挙げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- ① 職業安定法第30条第1項の有料職業紹介の許可を受けていること（許可期間が令和6年3月31日まで有効であること）。
- ② 労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項の一般労働者派遣事業の許可を受けていること（許可期間が令和6年3月31日まで有効であること）。
- ③ 西宮市から指名停止の措置を受けていない業者であること。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないものであること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生計画の認可を受けているものを除く）。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画の認可を受けているものを除く）。
- ⑦ 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例の規定に違反しないもの。
- ⑧ 租税公課における滞納等がないこと。
- ⑨ 宗教活動・政治活動及び選挙活動を目的とする団体でないこと。
- ⑩ 個人情報の保護について、西宮市の施策に準じた措置を講じることができること。
- ⑪ 西宮市個人情報保護条例を含む関係法令並びに西宮市情報セキュリティ方針及び西宮市情報セキュリティ対策基準書を遵守できること。

⑫ その他公序良俗に反さないこと。

(2) プロポーザルへ参加する者が契約締結までの間に、前項の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

### 3. 応募方法

#### (1) 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次の書類を提出すること。

① 提出期限：令和5年9月22日（金）17時必着

② 提出方法：持参または郵送

③ 提出部数：1部（正本1部）

④ 提出書類：下記のとおりとする。

・（様式第1号）参加申込書

・法人概要

※団体の定款・規約・会則、構成員名簿、予算書、事業計画書に相当する資料を含む。

・（様式第2号）委任状

※ただし、本事業において代理人を置く場合のみ提出するものとする。

#### (2) 質問等の受付

本プロポーザルの内容について質問等がある場合は、質問書（様式第3号）を以下の期限までに提出すること。

① 提出期限：令和5年9月8日（金）17時必着

② 提出方法：件名を「就労支援センター事業のプロポーザルに関する質問（事業者名）」として、電子メールにて質問書を提出すること。 送信先：kinrou@nishi.or.jp

③ 回答期日：令和5年9月15日（金）

④ 回答方法：質問及び回答を一覧表にまとめ、令和5年9月15日（金）を目途にホームページに掲載して回答する。

#### (3) 企画提案書等の提出

① 提出期限：令和5年9月29日（金）17時必着

② 提出方法：持参または郵送

③ 提出書類：・企画提案書  
・法人概要※ } 各項目ごとにインデックスを付け、  
1 cmファイルに綴じたものを8冊  
**（事業者名が入ったものを1冊、事業者名を抜いたものを7冊）**

・（様式第4号）西宮市暴力団の排除の推進に関する条例に伴う誓約書 1部

・（様式第5号）見積書（封をした状態）1部

※法人概要とは、団体の定款・規約・会則、構成員名簿、予算書、事業計画書に相当する資料等

(4) 提出先・問合せ先

西宮市 産業文化局 産業部 労政課  
住 所：〒662-0912 西宮市松原町2番37号 勤労会館1階事務室  
電 話：0798-35-5286 FAX：0798-34-2888  
受付時間：9時～17時  
電子メール：[kinrou@nishi.or.jp](mailto:kinrou@nishi.or.jp)  
担当者：真嶋

※土・日・祝日及び上記受付時間外、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

(5) 提出書類作成について

① 企画提案書

企画提案書の選定にあたっては、次表の事項を重視する。

注意1：用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとする。

なお、電子データ一式も提出すること。

注意2：原則として提出日現在で記入すること。

内 容	詳 細
表紙	・業務名称「西宮市就労支援センター事業委託業務」 ・申請団体内容（所在地・事業者名・代表者・印） ・担当者連絡先（担当者名、所属、役職、電話番号、FAX番号、Eメール）
団体の概要	① 団体の主な事業実績 ② 本市との関係性・精通度（特に直近3ヶ年における実績） ③ 同種業務の実績（特に直近3ヶ年における実績）
基本方針	① 所管事業関係法令及び事業に対する考え方 ② 情報公開及び個人情報保護の考え方と具体的な措置 ③ 公共性・公益性の確保についての考え方
本事業の推進体制	① 管理総括者の実績（特に直近3ヶ年における実績） ② 配置体制（常勤人数、非常勤人数など具体的に記入） ③ 関係機関との連携
提案内容の的確性と実現性	① 当該事業に対するニーズ ② 当該事業における課題 ③ 具体的な業務提案（的確性・実現性・具体性等を重視する。） ④ 就職者数の目標値とその算出根拠 ⑤ 登録・相談者数の目標値とその算出根拠 ⑥ 就職氷河期世代を含む若年層の支援に対する提案 ⑦ 女性が相談しやすい体制の構築に対する提案 ⑧ 中高年齢者の支援に対する提案 ⑨ 市内事業所の求人開拓に対する提案 ⑩ ハローワークの実施する就労支援との違いに関する提案 ⑪ 広報・周知方法 ⑫ 事業実施時の再委託の可能性とその内容 ⑬ 提案事業者の既存事業の活用可能性
予算額	見積額
その他	アピールポイント等

## ② 見積書について

本事業に係る一切の経費を見積ることとし、見積り項目は「様式第6号」を参考にして作成すること。さらに詳細な項目等は、各々設定することも可能とする。

## (6) 留意事項

- ① 提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属するが、情報公開請求があった場合は、「西宮市情報公開条例」に基づいて、提出書類等を公開することがある。
- ② 本プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- ③ 本業務の全てを第三者に再委託することは認められない。
- ④ 提出された書類等は返却しない。
- ⑤ 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員から要請のあったものについては、この限りではない。

## 4. 審査及び選考等

### (1) 審査方法

受託事業者の選定は、西宮市就労支援センター事業受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という)の審査において選定する。

### (2) 審査方式

審査はプレゼンテーション・ヒアリング審査等により行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、プレゼンテーションは実施しない場合がある。

#### ① 実施日・場所

実施日：令和5年10月上旬（予定）

場 所：西宮市立勤労福祉センター

#### ② 実施時間

1事業者につきプレゼンテーション10分程度、質疑応答等15分程度とする。

#### ③ その他

ア 審査は、提出された企画提案書、法人概要をもとに選定委員会において検討を行う。

提出書類に記載のない追加提案や追加資料の配布は禁止とする。

イ 西宮市からのヒアリング(状況により実施する場合あり)の実施結果等も参考にする場合がある。

ウ 欠席した場合は、参加申請を辞退したものとみなす。

エ プレゼンテーションには総括責任者、業務従事者が出席すること。

### (3) 選定方法等

- ① 企画提案書等提出書類及び、プレゼンテーション・ヒアリング審査の内容を評価し、合計点数が高い事業者を受託事業者として選定する。同点である場合は、委員長の採決による。
- ② 選定委員会は審査基準表に基づき、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点する。
- ③ 評価点が66点以上の受託候補者を選定する。

### (4) 選考結果の通知

選定結果については、全参加者に対して、それぞれ書面にて通知するとともに、ホームページにて公表する。

なお通知方法は、郵便か申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールを送信することとする。選定に関する異議等は受け付けない。

### (5) 契約に関する事項

審査により企画提案書が採用された事業者は、内定扱いとする。受託事業者に選定された事業者と西宮市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。

契約にあたっては、西宮市が定めた契約書を使用する。

西宮市のホームページ（ページ番号：85195192）の「事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約に関する規則・要綱・基準等＞契約書（契約約款）・特約・誓約書」の「業務委託契約書（契約約款）特約・誓約書」を閲覧のうえ、事前に記載内容を確認しておくこと。

### (6) 失効及び無効

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 前記「2 応募資格」の要件を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 見積書の見積額が前記1（7）の委託予定額を超えている場合